

4. 業務のご紹介

- 1. JBICのスキーム 68
- 2. 近年の特徴的な支援体制 79
- 3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制 82



1. JBICのスキーム

輸出金融

日本企業や日系現地法人等の機械・設備や技術等の輸出・販売を対象とした融資で、外国の輸入者（買主）または外国の金融機関等向けに供与しています。とりわけ船舶や発電設備等をはじめとするプラントには、多くの高度な技術が導入されており、その輸出は日本の産業の高度化にも貢献しています。また、日本国内の造船業界やプラント業界は、部品製造に携わる中堅・中小企業等関連企業の裾野も広く、輸出金融による支援はこうした国内企業への波及効果も期待されます。なお、特定分野^(注)については先進国向け輸出の場合にも適用可能です。

融資条件については、OECD公的輸出信用アレンジメントに基づき決定します。原則として、融資金額は輸出契

約金額、技術提供契約金額の範囲内で、頭金部分を除いた金額です。ローカル・コストは、OECD公的輸出信用アレンジメントで定める範囲内で融資対象に含めることも可能です。

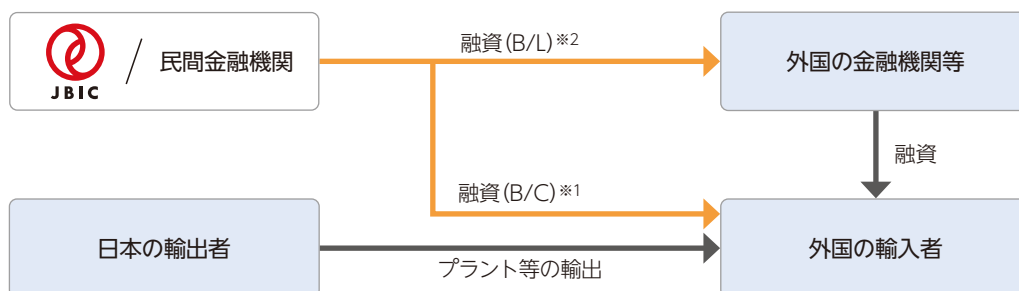
(注) 先進国向け支援の対象分野 (2021年8月末時点)

[インフラ輸出案件]

鉄道(都市間高速、都市内)、道路、空港・港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー源発電、原子力発電、水素、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)、高効率ガス発電、蓄電、高度情報通信ネットワークの整備、動植物由来の化学製品製造、廃棄物焼却・発電、スマートグリッド

[その他輸出案件]

船舶、人工衛星、航空機、陽子線等を用いる医療機器



※1：外国の輸入者に対する融資(パイヤーズ・クレジット(B/C))
※2：外国の金融機関等に対する融資(バンクローン(B/L))

日本企業による建設機械のモンゴル向け輸出を支援



JBICは、モンゴル政府との間で、2013年に設定した輸出クレジットラインの下、個別貸付契約を締結しました。本件は、モンゴル法人Erdenes Mongol LLCが、住友商事(株)より(株)小松製作所製の建設機械および役務を購入するために必要な資金を、モンゴル財務省経由で融資するものです。

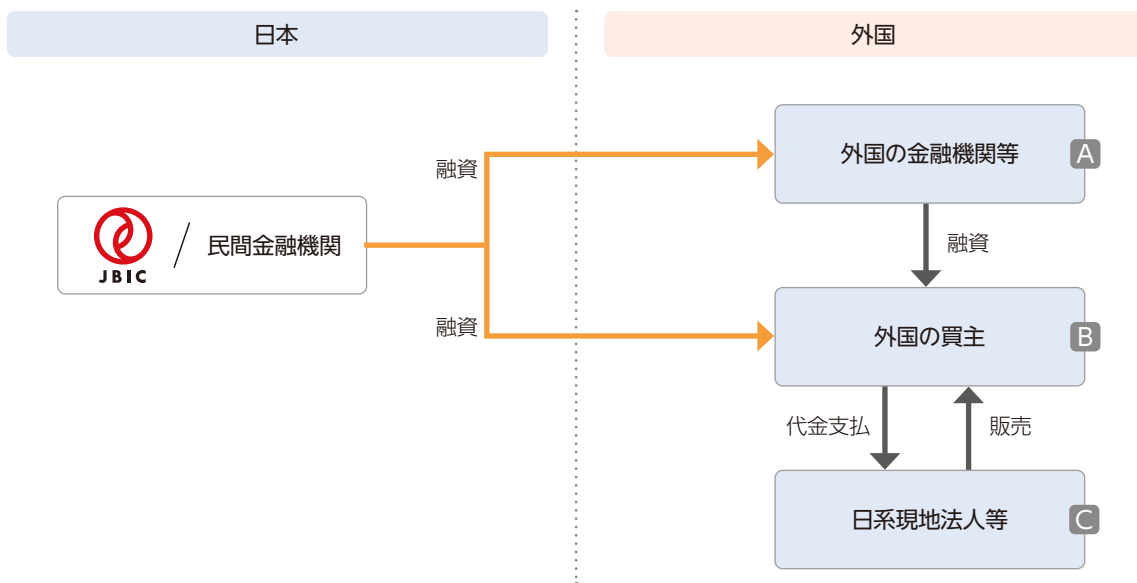
日本およびモンゴル両国政府は、2016年6月に発効した「日・モンゴル経済連携協定(EPA)」に基づき貿易の促進

を含む互恵的な経済連携の深化を目指しています。また、2017年3月に署名された「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」では、本クレジットラインの適切な活用がうたわれています。本融資はこうした両国の施策に合致するものであり、日本からの輸出促進を通じてモンゴル経済の発展と、日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)

ローカル・バイヤーズ・クレジット(ローカル・バイクレ)は、日系現地法人等により海外で生産される設備や技術の輸出・販売に必要な資金を外国の買主に対して直接融資するものです。

ローカル・バイクレは、日系現地法人等が生産・販売する財・サービスを購入する買主(バイヤー)に対する融資を通じて、日本企業の海外拠点の取引を支援することを目的としたものです。なお、外国の金融機関等を経由した融資も可能です。



A、B、Cの所在国が異なる場合もローカル・バイクレの適用が可能。

輸入金融

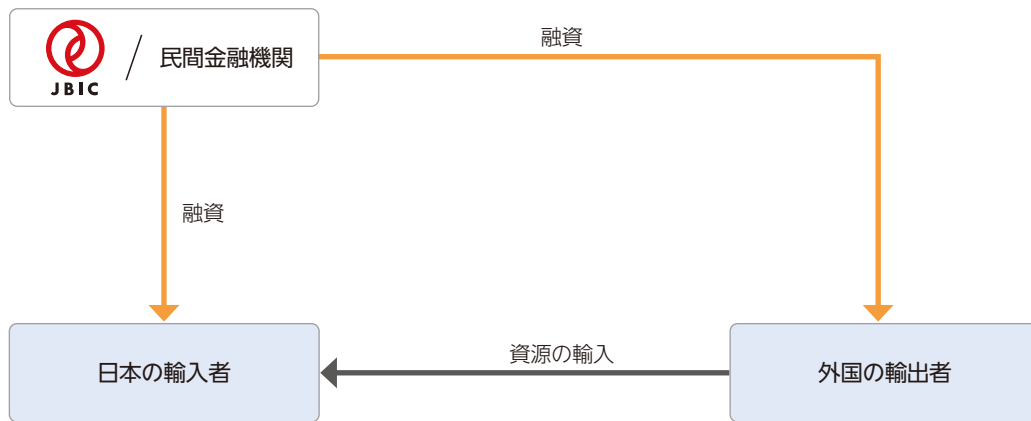
日本企業による資源等、重要物資の輸入に対する融資で、日本の輸入者に対するもの、外国の輸出者に対するものがあります。天然資源に乏しい日本にとって、資源を長期安定的に確保することは経済活動の大切な基盤の一つであり、輸入金融は石油・天然ガス(LNG)・石炭といったエネルギー資源や鉄鉱石・銅・レアメタルといった鉱物資源等の輸入のために用いられています。

なお、資源以外でも航空機等、国民経済の健全な発展

のために真に必要な製品の輸入については、保証機能を活用することにより支援しています(P74参照)。

融資対象輸入品目(資源)

石油、石油ガス、天然ガス、石炭、ウラン、金属鉱物、金属、燐鉱石、蛍石、バイオマスに由来する燃料、水素、塩、木材、木材チップ、パルプ等。



日本企業によるブラジルでの鉱物資源の長期的安定確保を支援



JBICは、ブラジル法人Vale S.A. (VALE)との間で、日本企業がVALEから高品位の鉄鉱石を安定的に輸入するために必要な資金の貸付契約を締結しました。

鉄は自動車、建材等の幅広い用途で使用され、日本の産業にとって根幹をなす金属資源です。一方、日本は鉄鉱石の全量を海外からの輸入に依存しており、良質の鉄鉱石を長期安定的に確保することが課題となっています。

VALEは、鉱物資源の世界有数のサプライヤーとして長年にわたって日本企業と良好な関係を構築しており、今後も、鉱山開発等の分野において、日本企業との協業機会が拡大・多様化していくことが期待されています。また、JBICはVALEとのこれまでの緊密な協力・連携関係を一層強化し、日本企業による鉱物資源の確保および日本企業による投資・輸出機会の創出にも貢献していきます。

投資金融

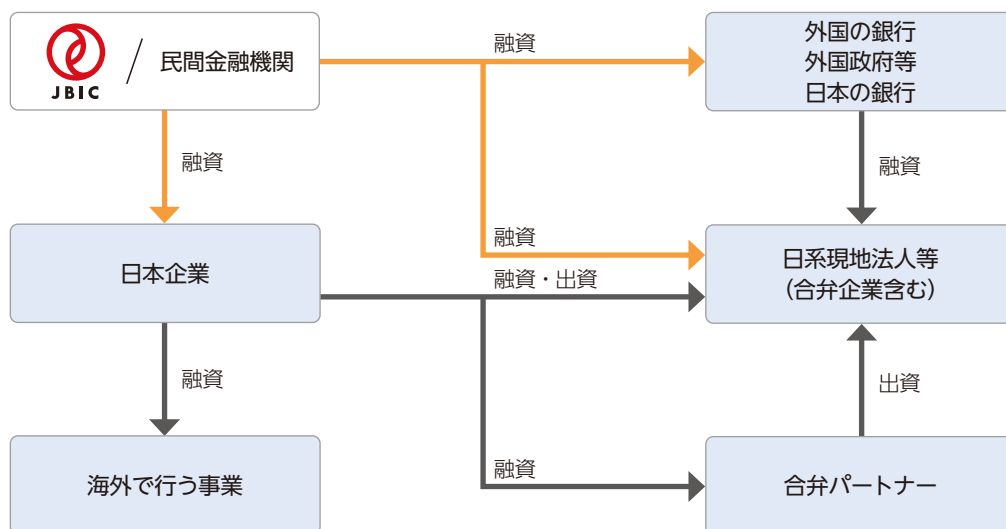
日本企業の海外投資事業に対する融資で、日本企業（投資者）に対するもの、日系現地法人（合併企業含む）またはこれに貸付・出資を行う外国の銀行・政府等に対するものがあります。

日本の国内企業向け融資については、中堅・中小企業向けの場合のほか、日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進のために行う案件ならびにM&A等への支援を目的とした案件（これらは大企業向けを含む）が対象となります^(注1)。また、中堅・中小企業を含む日本企業による海外事業展開支援のためのツー・ステップ・ローン(TSL)や、国内企業によるM&A等への支援を目的としたTSLも可能です。あわせて、JBICが長期資金の融資を行うまでの「つなぎ資金」が必要な場合については、海外で事業を行うための短期資金の供与も可

能です。また、重要な資源の開発・取得に関する投資事業のほか、特定分野^(注2)については先進国での投資事業に対する融資も可能です^(注3)。

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業を
(注3) 支援するため、時限措置として、①日本企業（中堅・中小企業を含む）の先進国事業に対する貸付・保証、および②国内企業を通じて海外事業に対する貸付けが可能となりました（P81参照）。

(注2) 先進国向け投資金融の支援対象分野（2021年8月末時点）
鉄道（都市間高速、都市内）、道路、空港・港湾、水事業、バイオマス燃料製造、再生可能エネルギー発電、原子力発電、水素、変電・送配電、高効率石炭発電、石炭ガス化、二酸化炭素の回収・貯蔵（CCS）、高効率ガス発電、スマートグリッド、蓄電、高度情報通信ネットワーク整備、船舶の製造・運用等、人工衛星の打上げ・運用等、航空機の整備・販売等、陽子線等を用いる医療事業、動植物由来の化学製品製造、廃棄物焼却・発電、M&A等支援



脱炭素社会実現に寄与する海外事業展開を支援



(注1) プロジェクトファイナンス: プロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトの生み出すキャッシュフローに限定する融資スキーム。

JBICは、三菱商事(株)および中部電力(株)等が出資する英国法人Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited (DTPH1)との間で、Hornsea1洋上風力発電所向け海底送電事業を対象として、プロジェクトファイナンス^(注1)による貸付契約を締結しました。本プロジェクトは、DTPH1が、英国南東部のヨークシャー沖合において送変電設備を所有・運営し、洋上風力発電所で発電される電力をグレートブリテン島まで送電するものです。これは、JBIC初の

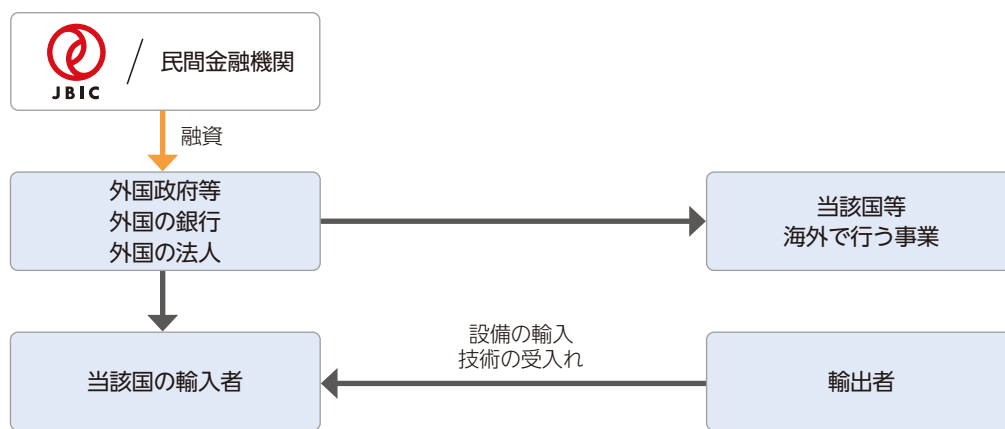
送電セクター事業向けプロジェクトファイナンスとなりました。

英国政府は、2050年までに二酸化炭素ネット排出量をゼロにする法定目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入を推進しています。本融資は同政府の施策に沿うものであり、日本企業が出資参画する長期的な海外インフラ事業の支援を通じて、日本のエネルギー産業の国際競争力の維持・向上と、世界的な脱炭素社会の実現に貢献するものです。

事業開発等金融

事業開発等金融とは、開発途上国等による事業および当該国の輸入に必要な資金、もしくは当該国の国際収支の均衡、もしくは通貨の安定を図るために必要な資金を供与するものです（日本企業からの投資や資機材の購入を条件としません）。

事業開発等金融による資金は、日本との貿易・投資関係の維持・拡大、日本のエネルギー・鉱物資源の安定的確保、日本企業の事業活動の促進、高い地球環境保全効果を有する案件への融資および国際金融秩序の維持等につながるプロジェクトへの融資等に用いられます。



インドの日系自動車メーカーのサプライチェーン強靱化を支援



JBICは、インド法人インドステイト銀行(SBI)との間で貸付契約を締結しました。本融資は、同国における日系自動車メーカーのサプライヤーやディーラーが行う製造・販売事業、および日系自動車メーカーの製造する環境配慮車両の販売金融を金融面から支援することを目的とし、ポストコロナの日本の産業の国際競争力の維持・向上に貢献するものです。

JBICは、2020年10月に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済が停滞するインドにおける日系自動車メー

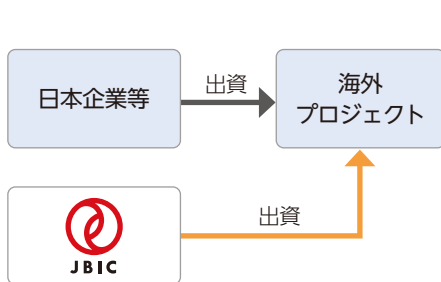
カーの生産・販売活動全体に円滑な資金供給を行うために、SBIを通じて支援を実施しました。その後、自動車販売が急回復する中で、日系自動車メーカーのサプライチェーンにおいて新規の資金需要が見込まれています。

インド政府は自動車への燃費規制、排出ガス規制を導入しており、日系自動車メーカーは、環境配慮車両の製造・販売に注力しています。本融資は、インドにおける環境配慮車両の普及を促進させ、インドの環境保全政策にも沿ったものです。

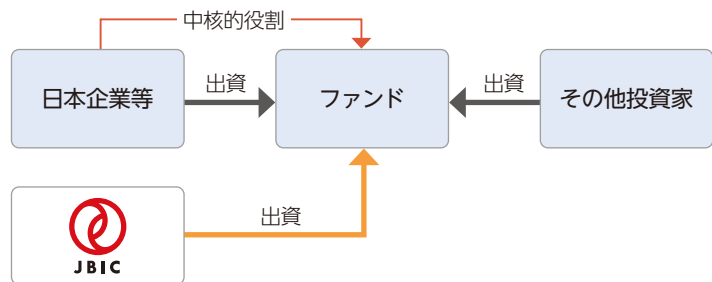
出資

海外において事業を行う日本企業の出資法人や、日本企業等が中核的役割を担うファンド等に対して出資するもので、原則として以下の形態で出資しています。

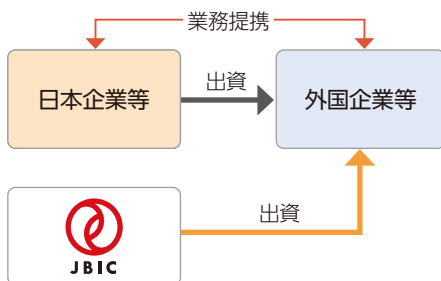
■ 日本企業等がプロジェクトに出資する場合



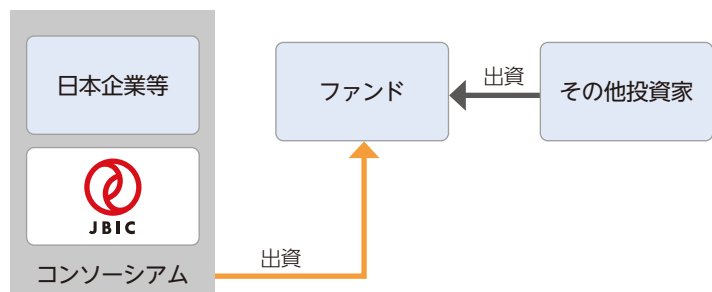
■ 日本企業等がファンドに出資する場合 (ジェネラルパートナー等となって運営方針や投資対象の決定の中核的役割を果たす場合)



■ 日本企業等が業務提携のために外国企業等に出資する場合



■ 国際的なファンドに対して日本企業等がコンソーシアムを形成して参画する場合



水素利用の拡大に寄与する米国スタートアップ企業への出資



JBICは、三井物産(株)と共同で米国法人FirstElement Fuel Inc.(FEF)へ出資しました。FEFは、2013年に設立されたスタートアップ企業で、民間企業や、カリフォルニア州の公的機関からの支援を受け、水素を燃料とする燃料電池車(FCEV)の世界主要市場の一つである米国カリフォルニア州にて、28カ所の水素ステーションを運営しています。本出資は、海外インフラ事業を対象として、リスクテイク機能を強化した「特別業務」

として実施するものであり、FEFが米国カリフォルニア州における水素ステーション運営事業を拡大する資金に充てられます。

水素は、エネルギーとして使用するときにCO₂を排出しない次世代エネルギーとして、世界的にも関心が寄せられています。FEF水素ステーションのネットワーク拡大は、米国における日本企業のFCEVの販売拡大につながる事が期待されます。

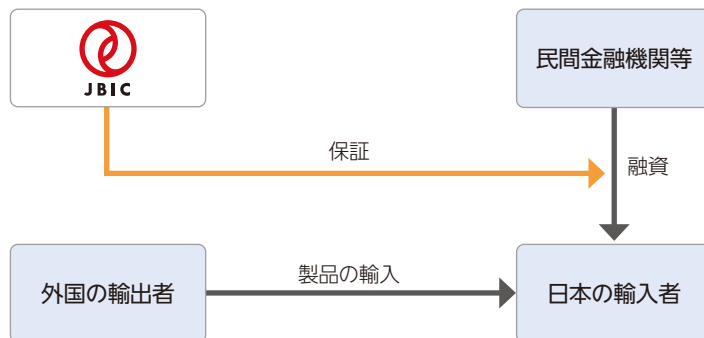
保証

JBICは、出融資に加え、民間金融機関等の融資および開発途上国政府や現地日系企業等の発行する公社債に対する保証、通貨スワップ取引への保証、他国輸出信用

機関が行う保証への再保証等、保証機能も活用した支援を行っています。

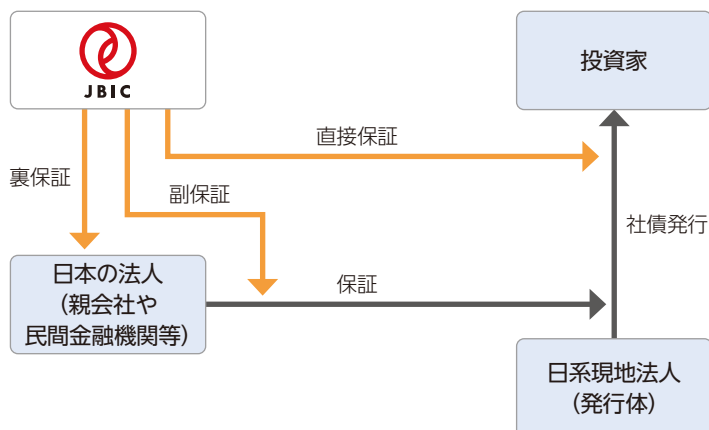
■ 製品輸入保証

航空機等、日本にとって重要な製品の輸入について、日本の法人が必要な資金を借り入れた場合に当該債務を保証します。



■ 現地日系企業が発行する社債への保証

現地日系企業が海外市場において発行する社債に対し、保証制度を活用して支援を行います。



航空機の安定的な輸入に貢献



JBICは、日本航空(株)(JAL)に対する民間金融機関融資の元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件は、JALが運航する航空機を米国法人The Boeing Companyおよびフランス法人Airbus S.A.S.から輸入するために必要な資金について、JALが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

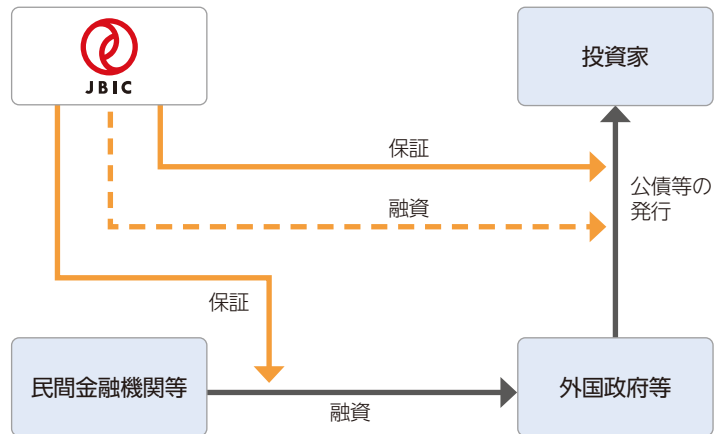
また、JBICは、ANAホールディングス(株)(ANAHD)に対する民間金融機関融資の元本および利息等を対象とする保証契約に調印しました。本件

は、ANAグループが運航する航空機をThe Boeing CompanyおよびAirbus S.A.S.から輸入するために必要な資金について、ANAHDが民間金融機関より借り入れることを支援するものです。

JBICは、日本の航空産業の国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、国民生活に不可欠な航空機の輸入を金融面から支援しています。

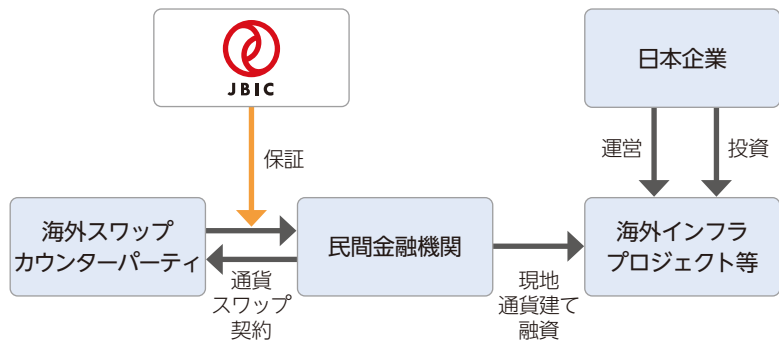
■ 協調融資保証／海外シンジケートローン保証／公債保証

開発途上国等に融資を行う場合には、外貨送金・交換リスク、カントリーリスク等が伴います。JBICがこのようなリスクを保証することにより、日本の民間金融機関の開発途上国に対する中長期融資を可能とし、開発途上国の民間資金導入および民間企業による海外ビジネスの拡大に貢献します。



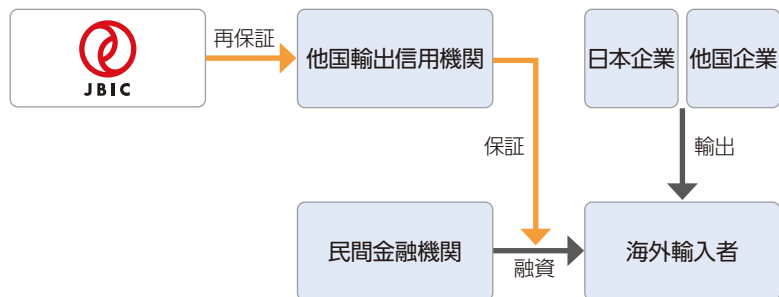
■ スワップ保証 (通貨スワップ等)

スワップ取引に対する保証を行うことにより、日本企業による海外インフラプロジェクト等に対する現地通貨建て融資等をサポートします。



■ 輸出金融における再保証

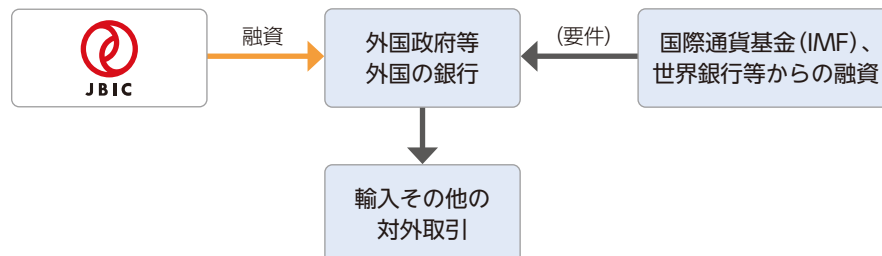
日本企業が他国の企業とともに設備等を輸出する場合、JBICが他国の輸出信用機関が行う保証等に対して再保証を行うものです。これにより、他国輸出信用機関との相互保証スキームの構築が可能となり、こうしたスキームを通じて、他国企業と協働する日本企業の輸出案件を機動的に支援します。



ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の対外取引に対し、外貨資金繰りを手当するために必要な短期資金の貸付を行うものです。

JBICは、2013年1月、ミャンマー政府に対し、ブリッジローンを供与し、同国のアジア開発銀行 (ADB) および国際開発協会 (IDA) に対する延滞債務解消に貢献しました。



貸付債権の譲受け・公社債等の取得

国際金融分野における民間金融機関による融資や、日本企業等の資本市場からの資金調達を促進するなどの観点から、輸出金融・輸入金融・投資金融および事業開発等金融の各業務を遂行する場合には、資金の貸付または債務の保証に加えて、JBICは、借入人に対する他の金

融機関の貸付債権の譲受けや、借入人が資金調達のために発行する公社債等^(注)の取得を通じて与信を行うこともできます。

(注) 公債、社債もしくはこれに準ずる債券または信託の受益権が対象となります。

調査

個別案件の初期段階において当該個別案件に関する調査を行い、または個別案件に結びつき得る地域やセクターに絞った調査を行うことは、潜在的な優良案件を発掘する方法として有効であり、当該案件に対する日本からの資機材・サービスの輸出や日本企業の事業参画の機会拡大に結びつくことが期待されます。調査は、個別案件のマスタープラン作成、Pre-F/S、F/S (Feasibility Study) およびFEED (Front End Engineering Design) や、個別案件に結びつく地域およびセクターに

関する調査等、案件の実現に必要なあらゆる段階を対象とします。なお、調査完了後、最低年に一度は案件の進捗状況についてフォローアップの確認を行います。

調査は、以下の順で行います。

1. 調査対象の選定
2. 調査を行う業務委託先の選定
3. 調査の実施
4. 調査報告書の完成
5. フォローアップ

証券化・流動化

民間金融機関の活動を補完・奨励するため、JBICは証券化や流動化を支援する業務にも取り組んでいます。

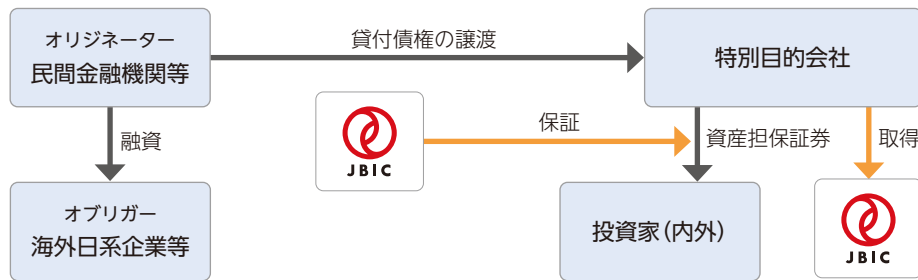
証券化の促進(保証)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として資産担保証券等を発行する場合に、当該資産担保証券の支払いを保証し、カントリーリスクやストラクチャーリスクを軽減することで債券発行を支援します。

証券化の促進(債券取得)

特別目的会社や信託会社等が貸付債権等を担保として発行する債券の一部を取得することを通じ、債券発行を支援します。債券取得によりオリジネーター^(注)の証券化ニーズを支援するとともに、マーケットの状況に応じて、取得した債券を市場に還流させることで、債券市場の活性化を促す効果も期待されます。

(注) オリジネーターとは、証券化対象資産の元々の保有者であり、証券化によって資金調達を行う者を指します。

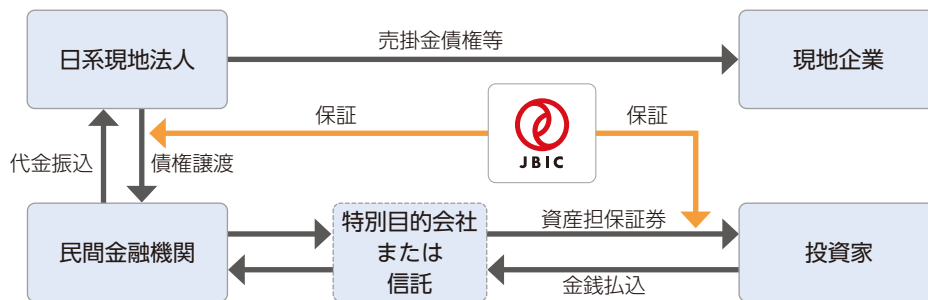


※上記では、特別目的会社を使ったスキームを紹介していますが、信託を使ったスキームや、証券化の裏づけ資産をJBICが取得・保証するスキーム等もご利用いただけます。

売掛債権の証券化・流動化支援

日系現地法人が持つ売掛金債権等の金銭債権について、保証を付けることで、銀行による買取り(流動化)を促

進みます。特別目的会社や信託会社が、日本企業の現地子会社等から譲り受けた金銭債権を担保とする債券を発行した場合における、当該債券に対する保証も可能です。



民間金融機関の投資機会を創出し、海外プロジェクトへの民間資金動員を促進

JBICは、アジア・大洋州地域においてJBICが組成・保有しているエネルギーインフラ事業向けプロジェクトファイナンス債権の一部について、流動化を実施しました。これは、対象プロジェクトの順調な進捗を受け、日本の民間金融機関等による当該プロジェクト向けファイナンスへの参加に対するニーズの高まりを受けて実施されたものです。

資源プロジェクトやインフラプロジェクトが大型化していく中、民間資金の積極活用は、国際的にも大きな課題となっています。本件は、こうした国際潮流にも呼応した取り組みです。JBICは今後も、民間金融機関等の投資家層を拡大することにより、日本企業が実施する海外プロジェクトへの民間資金動員の促進にも取り組んでいきます。

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

環境への関心が高まり、世界的に環境規制強化の動きが進む中、特に海外事業においては環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

JBICでは、このような状況の下、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(環境ガイドライン)に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が

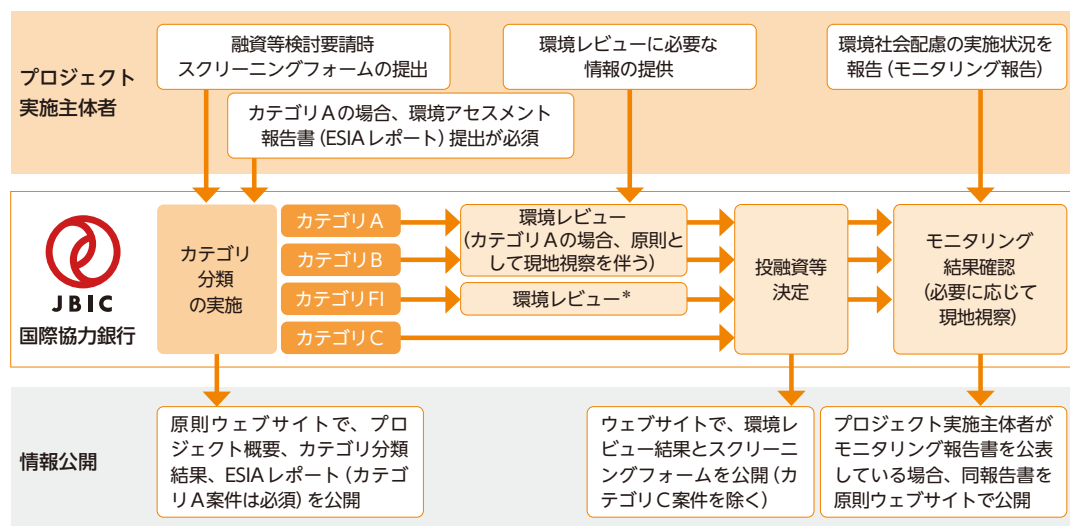
適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

なお、環境ガイドラインでは、施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行い、これに基づき包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行うことが定められています。現行の環境ガイドラインの施行から5年が経過したこと等から、現在、環境ガイドラインの改訂に向けた取り組みを行っています。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住民参加配慮が適切になされていることを確認することとしています。

環境社会配慮確認手続き

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



*カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

2. 近年の特徴的な支援体制

自由で開かれたインド太平洋構想への取り組み

日本政府の「自由で開かれたインド太平洋構想」に沿って、2018年11月、JBICがアメリカのOPIC（海外民間投資公社）*1との間で取り組んできた協力を拡大し、豪州のDFAT（外務貿易省）、同じくEfic（輸出金融保険公社）*2との間で、インド太平洋地域を含む第三国における日米豪の協調プロジェクト促進のための業務協力協定を締結しました。（三機関間パートナーシップ）

2019年6月には、G20大阪サミットで採択された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を踏まえた共同声明を三機関間パートナーシップで合意しています。本声明では、インド太平洋地域等におけるインフラ、エネルギー資源等のセクターで、開放性、透明性、包摂性、持続可能性、労働者や女性への配慮を含む環境社会に係る国際的な基準の遵守、各ホスト国政府の主権尊重といった国際基準を踏まえた金融支援に向けた取り組みの継続を確認しています。

2018年の覚書の締結後、三機関間パートナーシップは、日米豪企業が協調する個別インフラプロジェクトの実現に向けた案件形成を進めています。2019年4月には、案件形成に向けて日米豪合同ミッションをパプアニューギニアやインドネシアに派遣しています。

2021年1月、日米豪連携の第1号案件として、パラオ国営海底ケーブル公社が行う、海底ケーブルプロジェクトに融資しました。パラオは人口が2万人ほどの小さな国ですが、地政学的な要衝にあります。主要産業が観光業のパラオはコロナ禍で苦境に立たされましたが、日米豪で連携・協力し、第1号案件が実現しました（詳細はP52参照）。

*1 名称は、当時のもの。現在は、米国国際開発金融公社（U.S. International Development Finance Corporation: USDFC）

*2 名称は、当時のもの。現在は、豪州輸出信用機関（Export Finance Australia: EFA）

米国国際開発金融公社との覚書を締結



JBICは、米国国際開発金融公社（U.S. International Development Finance Corporation: USDFC）との間で、業務協力に関する覚書を締結しました。

本覚書は、USDFCとの協力関係を一層強化するものであり、インド太平洋、中東、アフリカ、西半球、中東欧を対象に、インフラ、エネルギー、資源といった従来の協力分野に加え、電力、水素、デジタル、情報通信技術や、サプライチェーン強靱化の分野でも協力の推進を図るものです。特に

インド太平洋地域でのプロジェクトの案件形成は、日米政府が推進する「自由で開かれたインド太平洋」の実現とともに、日米関係の強化につながることも期待されます。また、CSIS（戦略国際問題研究所）から「USDFCにおいてはJBICと連携の上、インド太平洋地域のインフラ開発を先導していくべきである」との政策提言（アーミテージ・ナイレポート^{（注）}）もなされる等、米国内からもUSDFCとJBICの連携に期待が高まっています。

（注）2020年12月にRichard Armitage元国務副長官およびJoseph Nye元国防次官補が共同で発表。

日米豪三機関間パートナーシップによるベトナム政府経済関係機関とのオンライン会議

日米豪三機関間パートナーシップは、「自由で開かれたインド太平洋」構想のもと、同地域における経済成長や持続可能なインフラ投資を促進するため、価値観を共有する国家間での協調を促進する取り組みです。2020年10月、パートナーシップは、ベトナム共産党や政府経済関係機関との間でオンラインによるハイレベル会議を開催しました。

ベトナム政府はガス火力発電と再生可能エネルギーの利用拡大に向けた政策転換を示しています。こうしたベトナム政府の取り組みに対し、日米豪三機関間パートナーシップは、開放性、透明性や財務持続性などの国際基準に則った金融支援を表明、ベトナムの開発目標達成に向けて協力していくことに合意しました。

新型コロナウイルス感染症への対応について

ポストコロナ成長ファシリティ

JBICは、2020年4月、「成長投資ファシリティ」の下で「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。本ウインドウは、日本企業の海外事業を支援するため、「成長投資ファシリティ」(2020年1月に創設・開始)を拡充し、既設の質高インフラ環境成長ウインドウと海外展開支援ウインドウに続く新たなウインドウとして創設しました。

2021年1月には、2020年12月に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づいて、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、「ポストコロナ成長ファ

シリティ」を創設しました。日本企業による、①脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他海外事業活動、②サプライチェーンの強靱化、を支援します。

なお、2020年1月より開始していた「成長投資ファシリティ」の質高インフラ環境成長ウインドウと海外展開支援ウインドウは、「ポストコロナ成長ファシリティ」の創設に伴い廃止しました。「成長投資ファシリティ」の「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」は2021年12月末までの時限措置として引き続き実施しています。

		ポストコロナ成長ファシリティ		成長投資ファシリティ
		脱炭素W	強靱化W	緊急W
対象金融種類		輸出／輸入／投資／事業開発等／出資 (うち外為対象は輸入／投資／事業開発等)	輸入／投資／事業開発等 ^(※2) (いずれも外為対象)	輸入／投資 (いずれも外為対象)
地球環境の保全目的に資する案件	GREEN案件	緊急W以外の案件		「コロナ影響等案件 ^(※3) 」
	その他国際競争力案件	緊急W以外の案件		
M&A案件		緊急W以外の案件 (地球環境保全)	緊急W以外の案件 (地球環境保全以外)	
資源案件		緊急W以外の案件 (地球環境保全) ^(※1)	緊急W以外の案件 (地球環境保全以外)	
その他国際競争力案件			緊急W以外の案件	

(※1) 脱炭素Wの資源案件については、地球環境の保全目的に資する非化石エネルギーを対象とするものに限る。

(※2) 強靱化Wの事業開発等金融案件については、日本企業のサプライチェーンを構成する調達先や販売網等の海外事業者を支援するものに限る。

(※3) 緊急WのM&A案件と資源案件(権益取得型)については、2020年4月8日以降に本邦企業にて機関決定されたものに限る。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業を、投資金融を活用し支援

JBICは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業を支援するため、投資金融に関する

以下の業務を時限措置^(注1)として実施しています。

(注1) 2021年6月30日までの時限措置として実施していましたが、①については、2021年1月29日付財務省告示第20号に基づき、2022年6月30日まで延長となりました。②については、2021年6月17日付財務省告示第164号に基づき、2021年12月31日まで延長となりました。

①日本企業(中堅・中小企業を含む)の先進国事業に対する貸付・保証等

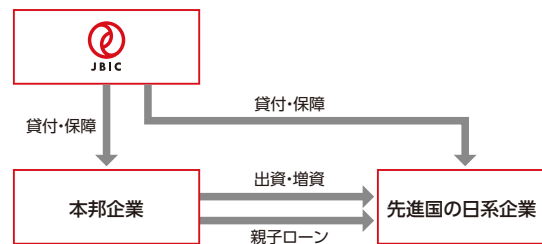
対象企業：先進国において事業を行う日本企業および

現地日系企業^{※1}

対象国：開発途上地域以外

※1 日本企業が先進国において行う事業については、従来より株式会社国際協力銀行法施行令第五条に定める分野に限り、貸付け・保証等を行うことが可能です。今回の措置は、先進国事業に対する投資金融の対象分野を拡充し、貸付・保証等を時限措置として実施するものです。

スキーム図(例)



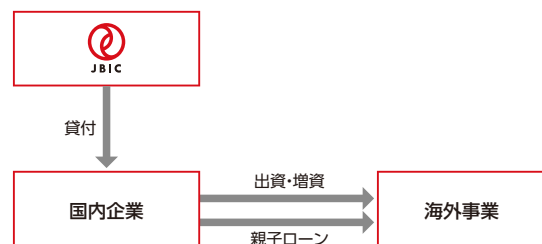
②国内企業を通じた海外事業に対する貸付け

対象企業：海外事業を行う国内企業^{※2}

対象国：先進国および先進国以外の国

※2 M&Aや中堅・中小企業による海外事業等については、従来より日本企業に対し国内貸付けを行うことも可能です。今回の措置は、これら以外の国内貸付けを時限措置として実施するものです。

スキーム図(例)



新型コロナウイルス感染拡大に伴う公衆衛生の危機対応を支援

JBICは、アンデス開発公社(Corporación Andina de Fomento: CAF)との間で、貸付契約を締結しました。本融資は、新型コロナウイルスの感染拡大による商業活動の制限措置等により経済・財政への影響・被害が甚大であるアルゼンチンとボリビアにおいて、緊急医療設備の整備、医療機器・医療物資の調達等の公衆衛生対応に必要な資金をCAFを通じて^(注)支援するものであり、国際金融秩序の混乱への対処に資するものです。また、本件は炭酸リチウムおよび亜鉛鉱石の日本の主要輸入相手国である両国との関係強化にも資するものです。

JBICとCAFは、中南米地域のインフラプロジェクトや日本からの機器の輸出等に対する融資を通じて、1975年以降、45年以上にわたる協力関係を築いてきました。JBICは今後も、日本の公的金融機関として、こうした地域開発金融機関とも連携しつつ、さまざまな金融手法を活用した案件形成や、リスクテイク機能等を通じて、公衆衛生の危機対応に向けた取り組みを金融面から支援していきます。

(注) JBICからCAFを通じたツー・ステップ・ローンによるもの。

3. 中堅・中小企業の海外事業展開に向けた支援体制

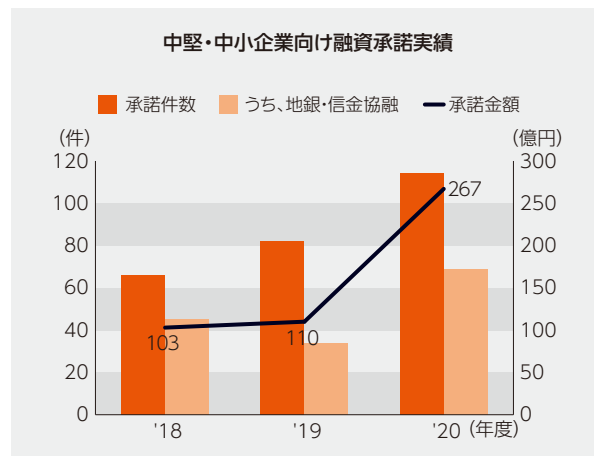
アジアを中心とする新興国の経済成長に伴い、取引先の海外進出への対応に加え、新興国市場での独自のビジネス拡大を目指す中堅・中小企業も増加しています。また、このように中堅・中小企業の目指すビジネスが多岐にわたるようになったことに伴い、中堅・中小企業の資金ニーズも多様化してきています。

JBICは、これまでの海外融資のノウハウ・経験を活用しつつ、中堅・中小企業を含む日本企業の海外投資や製品輸出、さらには特殊な技術や顧客基盤を有する外国法人のM&A等に必要な長期資金を支援しています。

中堅・中小企業の海外事業における資金ニーズに対しては、大手金融機関のみならず地方銀行や信用金庫といった民間金融機関や進出先国の地場金融機関との連携を一層強化しています。多様化する資金ニーズに対しては、民間金融機関等との協調融資による個別融資スキームだけでなく、民間金融機関等を通じたツー・ステップ・ローン(ファイナンスリース支援を含む)による機動的な対応にも取り組んでいます。また、従来の円・米ドル・ユーロ建てに加え、現地通貨建て融資にも積極的に取り組んでいます。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、中堅・中小企業の海外現地法人の資金ニーズが増加

しています。さらに、ポストコロナに向けた経済構造の転換にも対応するべく、中堅・中小企業の海外現地法人の脱炭素化やサプライチェーン強靱化のための投資等も想定されています。このような資金ニーズへも、JBICは民間金融機関等を補完しつつ支援していきます。



日本の民間金融機関等との連携

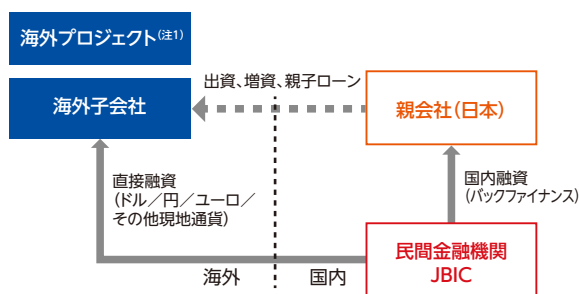
海外進出を目指す中堅・中小企業にとって、取引行である民間金融機関等による支援は、重要な役割を担っています。JBICは、民間金融機関等のうち、中堅・中小企業と関係の深い地方銀行や信用金庫等の地域金融機関と

中堅・中小企業の海外展開支援の特徴

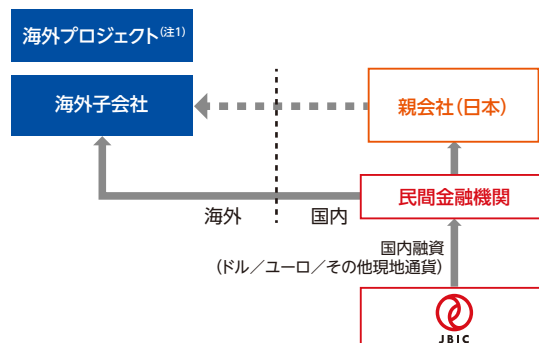
- 1 中堅・中小企業の資金需要に応じた機動的かつ柔軟な支援 (比較的少額の融資にも対応)
- 2 円・米ドル・ユーロ建てに加え、現地通貨建て融資による、為替リスクの軽減
- 3 M&A向け融資や輸出金融、出資といった多様な金融メニューによる、多様な資金ニーズへの対応
- 4 民間金融機関等 (メガバンク・地方銀行・信用金庫・地場金融機関) との連携による、全国各地の中堅・中小企業の海外展開ニーズへの対応・支援
- 5 世界17カ所の海外駐在員事務所ネットワークを活用した海外投資環境情報の提供や、現地政府とのトラブル解消サポート

中堅・中小企業支援スキーム例

① 個別融資スキーム



② ツー・ステップ・ローンスキーム (日本の金融機関経由)



(注1) 原則は開発途上国地域向けを対象。

※中堅・中小企業の定義：資本金10億円未満または従業員300名以下。大企業の連結子会社は対象外。

中堅・中小企業支援クレジットライン設定金融機関一覧

承諾年月	銀行名	承諾年月	銀行名
2015年10月	SUMITOMO MITSUI TRUST LEASING (SINGAPORE) PTE. LTD.	2019年 2月	株式会社東邦銀行
2016年 3月	PT. BUMIPUTERA-BOT FINANCE	2019年 2月	株式会社北國銀行
2017年11月	PT. SMFL Leasing Indonesia	2019年 2月	株式会社千葉銀行
2018年 2月	P.T. Bank Resona Perdania	2019年 2月	株式会社南都銀行
2018年 3月	Sumitomo Mitsui Finance and Leasing (Singapore) Pte. Ltd.	2019年 3月	株式会社広島銀行
2018年 9月	PT. RESONA INDONESIA FINANCE	2019年 3月	株式会社愛知銀行
2018年12月	株式会社静岡銀行	2019年 5月	株式会社中国銀行
2018年12月	株式会社横浜銀行	2019年 7月	株式会社北陸銀行
2018年12月	Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	2019年11月	株式会社横浜銀行
2018年12月	株式会社埼玉りそな銀行	2020年 1月	PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia
2018年12月	株式会社常陽銀行	2020年 1月	株式会社名古屋銀行
2018年12月	株式会社八十二銀行	2020年 3月	SMFL Leasing (Thailand) Co., Ltd.
2019年 1月	株式会社西日本シティ銀行	2020年 3月	株式会社滋賀銀行

(注) 2021年3月末時点で利用可能である機関に限る。

積極的に連携し、金融サービスのみならず海外進出などに関するセミナーを共同で開催するなど、地元企業の円滑な海外展開を幅広く支援しています。

なお、中堅・中小企業が新興国で事業展開を行う際の必要資金に機動的に対応すべく、融資枠(クレジットライン)設定のための一般協定を、各民間金融機関等との間で締結(一覧参照)しています。

協調融資等の案件連携(注)を行った地域金融機関の数は、2019年度は23機関でした。2020年度についても、山梨中央銀行、山陰合同銀行、北海道銀行、横浜信用金庫等の地域金融機関と初めて中堅・中小企業向け案件で協調融資を行う等の取り組みを進めた結果、同年度末までの連携先が35機関と大きく拡大しました。

(注) 協調融資のほかツアー・ステップ・ローン、保証の連携形態あり。

新興国地場金融機関等との連携

中堅・中小企業にとって、現地の情報に精通した進出国の地場金融機関からのビジネス・サポートを確保することも重要です。

JBICは、日系現地法人の支援にとどまらず、日系現地法人に原材料や部品を供給する地元企業の育成・支援を目的として地場金融機関へのツアー・ステップ・ローンの供与を図るなど、新興国の地場金融機関との関係を強化し

てきました。

また、JBICは、中堅・中小企業の海外進出を支援する体制構築のために、タイ、インドネシア、インド、フィリピン、ベトナム、メキシコの地場金融機関との間で覚書を結んでいます。この覚書の下で、これらの国の地場金融機関に日系企業担当窓口(ジャパンデスク)を開設・拡充するとともに、日本の民間金融機関等を交えた具体的な協力・連携について協議する枠組みを構築しています。延べ535の日本の地場金融機関が、この枠組みに参加し、地場金融機関への人員派遣等を実施しています。

現地通貨建て融資による支援

JBICは、タイ・パーツ、インドネシア・ルピア、中国・人民元などの現地通貨建てでの融資も行っています。特に、進出先国において内需型のビジネスを展開する中堅・中小企業にとって、現地通貨建てでの長期資金の調達は、為替リスク回避の観点で事業戦略上重要な課題となります。JBICは、長期・固定金利の現地通貨建て融資を用意し、民間金融機関等と協調融資する形で日系現地法人に提供しています。

なお、中国では、既に日本から進出している中堅・中小企業による増設資金等の人民元建て長期資金調達ニーズが継続的に見込まれていますが、中国国外からの資金調達には制約があります。JBICは、こうした制約の中にお

いても機動的に対応できるよう、中国国内に支店を持つ地方銀行との間で、人民元建てツー・ステップ・ローン融資枠の設定のための一般協定を締結しています。2021年4月には、名古屋銀行向け人民元建てクレジットラインに基づく初の個別貸付契約を締結しました。

情報提供・セミナー等

JBICでは、中堅・中小企業の海外事業展開に対するコンサルティングを行うとともに、取引先企業や連携する地域金融機関に対して、中国、インド、ASEAN、北米、中南米、欧州、中東等について専門家による法務・会計・税務にまつわる外資規制、雇用・労働問題、契約締結関連、会社設立などのアドバイザリー・サービスを行っています。

また、民間金融機関等や地方自治体、商工会議所等とも連携し、海外進出に関するセミナーや相談会の開催等を行うとともに、日本企業の主要な進出先各国の投資環境について、現地調査を踏まえてガイドブックとして取りまとめ、冊子やウェブサイトを通じて広く提供しています。

2020年度以降は、新型コロナウイルス感染対策の観点から、オンラインを活用した形での中堅・中小企業向け海外投資セミナー等を数多く実施しています。

この他、地元企業の海外進出を支援する地方自治体や商工会議所等との連携により、仙台、太田(群馬県)、東京、名古屋において融資相談窓口を設定し、海外投資環境や資金調達方法等に関するご相談に応じています。